

(一般社団法人福島県建設業協会)

1 総合評価方式について

(1) 県では、平成25年度から工事の総合評価方式において復興型を設けましたが、このことについてどのようにお考えですか。

- この復興型は、復興・再生事業等に係る工事を対象に、入札手続きの短縮および提出書類の簡素化を目的に新設され、東日本大震災等からの早期復旧・復興を図る上でその趣旨には賛同する。
- しかし、復興型は特別簡易型と同様の総合評価方式で、点数に差が生じづらいことや固定化しやすい傾向にあるので、企業評価が正しく反映されるような評価項目の工夫が必要である。

(2) 県では、平成25年度から低入札価格調査制度において、誓約書の提出をもって調査の実施に替える等、提出書類の簡素化を試行しておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

- 低入札価格調査制度は、工事品質が確保でき履行可能かを判断することが本来の目的で、「誓約書の提出をもって調査の実施に替える等」は入札不調対策の意味合いが強く、当初の目的に反したものである。

(3) 県の総合評価方式において、どのような項目を評価すべきとお考えですか。

- 総合評価方式の評価項目については、不断の見直しが行われていることや、本会からの要望内容が反映されるなど一定の評価がある一方で、企業規模や地域特性により有利になる企業と不利になる企業があり、以前同様に多種多様な意見・要望が寄せられている。
- それら寄せられた意見内容を確認すると、何れの企業も何らかの取組みを行っているのに、その取組みが評価されないことに対する不満によるものである。
- このことから、画一的な評価項目によらない多種多様な取組みを評価できるような仕組みづくりが必要と考える。例えば、指名競争入札は発注者が工事内容に応じて地域性や企業実績などから判断・評価して企業(数社)を選定することのできるものであった。このように発注者が工事特性を考慮して応札企業の取組みを評価できるものが必要と考える。

意見聴き取り調査票

(4) 県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。

- 総合評価方式は、規模の大きな企業ほど評価が得やすく有利で、小規模な企業は評価を得難く事前に落札できないことが判るため、入札に参加しない状況となっている。このことから、原則実施（現在は予定価格 3,000 万円以上）の金額を引き上げるべきである。
- 施工実績のある評価点を持った技術者が経験を積みやすく、経験のない若手技術者が施工実績を積めない状況となっていることから、配置予定技術者の評価項目を廃止すべきである。
- 良質な公共工事を市場の適正価格で、かつ地域に根ざした企業が受注する仕組みづくりを構築するため、引き続き現制度等の検証を含め、社会・経済情勢の変化や建設市場の環境変化等に応じて、適宜・迅速に不断の改善・見直しを行うことを今後も期待する。

2 元請・下請関係の適正化対策について

(1) 平成25年4月の労務単価の改正を踏まえた適切な賃金支払いについて、具体的な取組み内容をお聞かせください。

- 労務単価の改正により、作業員・下請業者の賃金を引き上げた企業が多い。元請は、改正された労務単価が反映されているか賃金台帳を確認したり、下請側は見積もり時に改正単価が反映されているかなどの確認を行っている。
- 具体的には、割増賃金を下請業者に支払ったり、直接雇用作業者には賞与で対応、変更契約時（スライド）において、割増下請契約を行うなどのケースが見受けられる。
- しかしながら、デフレ脱却のためには、労働者の所得を増やす必要があるため、そのためにも設計単価の見直しが必要であり、細かな対策をお願いしたい。

意見聴き取り調査票

(2) 平成25年4月の労務単価の改正に伴う、社会保険の加入促進に向けた取組みと現状をお聞かせください。

- 現状としては、会員企業における社会保険の加入状況は100%であり、現在は未加入の協力会社や下請企業に対して加入指導するとともに、見積書への法定福利費の内訳明示を依頼している。
- 社会保険の加入促進に向けた取組みとしては、昨年8月に設立された「東北地方建設産業社会保険未加入対策推進協議会（本会も加盟）」において、建設産業の関係者が総力を挙げて社会保険未加入問題に対する総合的な対策を進めている。
- その一環として、本年9月には法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等により法定福利費を確保するための取組みが全国一斉に開始されたことから、会員企業に対して適切な指導を行っている。
- また、上部団体の全国建設業協会が中心となり、「適正な賃金水準の確保（大臣要請）」の趣旨の徹底や「全建社会保険加入促進計画」の推進を目的に、その取組み強化キャンペーンを実施している。

(3) 平成24年度下請状況実地調査において、元請会社から下請会社へ代金支払いが遅延している事例等がありましたが、このような状況についてどのようにお考えですか。

- 代金支払いの遅延は建設業法違反となる行為であり、関係行政および業界団体で適切な指導を行う必要がある。
- また、今後の調査実施において悪質なケースが判明した場合には、必要な指導や注意喚起に止まらず、是正勧告や行政処分を科すなど、より厳正な措置を講じることも必要と考える。
- なお、工事内容に変更要素が多く、最終変更まで金額が確定しないなど発注者に起因する問題もあるので、スムーズな変更契約をお願いしたい。

意見聴き取り調査票

3 入札不調について

(1) 技術者や作業員の不足による応札者なしの入札不調が増加しており、県内業者だけでは手が回らない、との声も聞こえますが、このことについてどのようにお考えですか。

- 技術者や作業員の不足による応札者なしの入札不調の増加については、単に人材不足のみが理由ではなく、その発生要因を多角的に分析し、それぞれの課題毎に対策・改善すべきと考える。
- 例えば、各行政機関が短期間に集中して発注することの改善や同一行政機関内での発注の優先順位の検討による平準化、余裕を持った発注見通しの公表と修正、同一現場内の一括発注による発注件数の縮減、契約後直ちに現場着手するための条件整備と余裕のある工期設定などを検証すべきである。
- しかし、建設投資の急激かつ大幅な削減に伴い、建設業界は全体的に規模の縮小を余儀なくされていたところに震災需要と除染需要が発生しているが、この需要も一時的なものであり、今後の需要縮小を考えると規模の拡大には難色を示す企業が多いため、県外からの応援を受けざるを得ないのも事実である。
- 既に作業員については、県内だけでは足りず県外に求めているが、労務単価の格差や宿泊費などで経費が割高になる。その割高になった経費分については、労働者確保に要する間接費の設計変更で対応できるが、精算業務が煩雑なところに問題がある。また、除染業務との取り合いなどにより、思うように確保できない状況である。

(2) 技術者や作業員確保の現状と対応策についてお聞かせください。また、技術者等の不足へは、どのような取組みが有効であるとお考えですか。

- 技術者を確保するため、ハローワーク・新聞広告等を利用し求人を行う一方、新卒者への募集も行っている。また、作業員確保のため、協力会社を通じて県外業者の応援も得ているが、技術者、作業員ともに不足しているのが現状である。
- 施工管理技士の受験資格見直しが行われ、高校卒業者の実務経験が2年間短縮されたが、若手技術者の確保・育成のためには受験資格要件の更なる緩和措置を検討いただきたい。
- 社会保険料などの労務コスト高も採用の足かせになっているが、受注量が安定しないと計画的な雇用も厳しい。技術者不足に対しては、発注量の平準化や発注物件の正確な時期を把握することで、技術者や作業員の重複及び変則的な人員配置を避けることが可能になる。
- なお、賃金を上げれば人は集まるかもしれないが、それでは原価面で採算がとれなくなるので、更なる労務費の上乗せを検討いただきたい。

意見聴き取り調査票

(3) 県では、平成25年度から見積内訳書の省略や誓約書の提出をもって低入札価格調査に替える等、入札契約手続の簡素化を図り、応札しやすい環境を整えておりますが、その他入札不調対策に有効と思われる取組みがあればお聞かせください。

- 企業は、受注にあたり施工時期、設計の考え方、予想される利益率、同種工事の施工経験、手持ち技術者数、市町村工事の発注見通し、地域への貢献度等を総合的に判断し、応札・受注するわけであり、その観点を欠いた発注は不調になりやすい。受注側が重視するのは利益率であり、低収益率の工事、工種改善の観点を欠いた不調対策はあり得ない。
- 具体的には、①小規模工事や現場条件の悪い工事については、現状に見合った条件での積算、②標準歩掛での積算でなく、それぞれの現場に適した歩掛での設計積算、③現場代理人の常駐緩和を県のみならず、市町村に拡大、④国・県・市の発注時期が重なっているため、発注者間で協議し時期をずらす等分散発注の実施、⑤単価の見直しを毎月行う等スピーディーな運用を検討いただきたい。
- 国土交通省が地域実情を考慮し指名入札を認めたことから、県でも不良不適格業者が参入しやすい小規模工事や、下位ランク工事等は、品質確保の観点から技術力・施工管理能力を備えた企業や地域の実情を考慮するなど、発注者の責任で指名する指名競争入札を導入してほしい。
- また、施工体制事前確認型については、下請企業からの見積り提出や作業員の確保が難しいことに加え、複雑な手続きも要因となり入札を敬遠する状況にあることから、当面の実施を中止することも有効と考える。

4 最低制限価格等の見直しについて

県では、福島県発注の工事における最低制限価格等の見直しを平成25年9月から行いましたが、その影響等についてお聞かせください。

- 契約価格の適正化を一層推進するため、国の見直しを踏まえ、最低制限価格等の水準を2%程度引上げられたことには感謝しますが、国の低入札価格調査制度の失格基準と比較すると、現場管理費および一般管理費で若干低い状況にあるので、同水準としてほしい。
- また、このたびの見直しにより、利益率の向上につながるものの、労務および資材単価が実勢価格と乖離していることから影響は少ない。そもそも予定価格のより適正な設定については、労務・資材等の実勢価格と地域特性をいかに適正に反映することができるかが重要であり、積算単価の早急な見直しが必要である。

意見聴き取り調査票

5 工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行について

県では、入札及び契約に対する透明性及び公正性を確保するため、今年度より工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行を実施し10月1日から内容の見直しを行ったところですが、この試行について御意見等があればお聞かせください。

- これまでは、積算内容について疑義があったにしても確認をする術が無かったので、疑義申し立てに関する試行が制度化されたことは有効と考える。
- 設計積算計上した施工方法に疑義が生ずれば協議し、公平性を確保するために公開・意見を裁定できる機関があるとよい。
- 発注者の事前精査及び質問期間の延長も必要である。

6 その他

(1) 直近の数年における会員企業の異動状況についてお聞かせください。

- 会員企業数の推移について※年度末時点
 - 平成21年度：253社（入会1社、退会13社）
 - 平成22年度：242社（入会1社、退会12社）
 - 平成23年度：241社（入会1社、退会2社）
 - 平成24年度：237社（入会2社、退会6社）
 - 平成25年度：241社（入会4社、退会0社）
- 従業員数の推移について（会員実態調査結果より）※5月末時点
 - 平成20年度：6,907人（採用194人、退職512人）
 - 平成21年度：6,519人（採用159人、退職521人）
 - 平成22年度：6,350人（採用197人、退職310人）
 - 平成23年度：6,031人（採用277人、退職301人）
 - 平成24年度：6,432人（採用415人、退職353人）

意見聴き取り調査票

(2) 会員企業の経営分析等がございましたら、採算性についてお聞かせください。

● 会員企業の採算性について（会員実態調査結果より）

平成 19 年度：黒字決算 130 社（50.8%）、赤字決算 126 社（49.2%）

平成 20 年度：黒字決算 97 社（40.8%）、赤字決算 141 社（59.2%）

平成 21 年度：黒字決算 134 社（56.8%）、赤字決算 102 社（43.2%）

平成 22 年度：黒字決算 117 社（54.2%）、赤字決算 99 社（45.8%）

平成 23 年度：黒字決算 184 社（82.1%）、赤字決算 40 社（17.9%）

● 県内中小建設企業の収益性について（東日本建設業保証㈱「建設業の財務統計指標」より）

平成 19 年度：売上高営業利益率-2.63%

平成 20 年度：売上高営業利益率-3.42%

平成 21 年度：売上高営業利益率-3.16%

平成 22 年度：売上高営業利益率-2.00%

平成 23 年度：売上高営業利益率 0.41%

● 利益確保の障害となる問題点について（工事の適正利益確保に関する実態調査報告書より）※調査対象は一般土木工事

発注者に起因する問題点

- ・ 入札前の質疑応答が適切に行われていないため変更契約を認めない。
- ・ 発注時期により、ただちに施工に着手できない。
- ・ 監督員によって、変更契約が正しく行われず。
- ・ 立ち会い検査が現場の工程に従って行われず。

請負者に起因する問題点（予算管理に関すること）

- ・ 利益確保を目指した予算管理システムが構築されていない。
- ・ 現場代理人に予算管理を要求していない。
- ・ 予算管理できる現場代理人を育てる環境にない。経営者にその気がない。
- ・ 予算とかかる原価についてマネジメントサイクル（P D C A）を回すシステム及び組織となっていない。

請負者に起因する問題点（工事原価に関すること）

- ・ 直用作業員の費用対効果が悪い。外注労務の方がコスト的にあう場合がある。
- ・ 外注費削減への取組みが進んでいない。

請負者に起因する問題点（経営者の意識）

- ・ 公共工事依存型の企業は受注環境が厳しく、利益減少の理由を事業予算の減少や入札制度の変更と考えている。

意見聴き取り調査票

(3) 入札参加資格における「その他の条件の設定に対し、御意見等があればお聞かせください。

- 地域要件について、発注管内に 50 社以上の企業がある場合には隣接 3 管内を廃止し、管内を土木事務所や市町村単位にするなど、更に地元企業が受注しやすい環境整備に努めてほしい。
- その他の要件について、特殊又は難易度の高い工事や大規模工事などは、施工実績として過去 15 年以内を要件に付す場合があるが、それを落札できなければ永久に入札参加できないことにもなるため、その設定年数を検討してほしい。
- 総合評価方式の評価項目について、除雪と維持補修業務の実績は別々に加算してほしい。

(4) その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

- 老朽化インフラのメンテナンスの課題としては、メンテナンス専用歩掛が現在ないことから既存の歩掛を転用しているところにある。道路の現場であれば、交通開放しながらの工事になることが多いため、仮設や段取り替え等の手間が必要以上にかかることが予想される。このように標準施工としないことから、標準歩掛の設定では現場の実態を適正に反映することができないため、見積り徴収のうえ積算することが望ましい。このことは、設計変更を含め柔軟に対応いただきたい。
- 標準より優れた技術提案や現場条件に適した積算をした場合、予定価格を超えた金額でも契約可能となるような、柔軟な契約制度を検討し国に求めてほしい。
- 以前に県中建設事務所で試験的に取組み、その結果から全県に広げようとしていた「三方良しの公共事業」の発想を再検討してほしい。計画的にスムーズに工事が進めば利益があがり、税金での還元ができ、従業員への賃金や協力会社等への支払いがより明確になる。
- 今後も入札契約制度の公正で透明性の高い、そして競争性の観点から、地域建設産業の健全な維持発展のため、より良い制度構築に向け取り組んでほしい。